

全国百貨店共通商品券に関するお知らせ

株式会社 タカヤナギ

全国百貨店共通商品券をご利用のお客様へお知らせいたします。

当社は、同商品券のご利用者の保護を図り、および同商品券発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じております。

関連する法律と当社の対応等についてご説明致します。

「利用者資金の保全方法」について

資金決済法14条1項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法31条1項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行会社の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の名称

当社は次の保証会社と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・日本割賦保証株式会社